

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

令和4年1月20日決定（令和4年1月27日、2月7日、2月18日、3月3日、3月18日一部変更）の対策について、次のとおり一部変更する。

【公共施設の利用制限について】

令和4年4月10日までとしていた、施設利用の原則休館・休止を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「警戒強化レベルでの感染防止対策の取組」（令和4年4月6日 青森県危機対策本部）決定の（以下「県決定」という。）の取扱い、考え方及び対策に準じた取扱いとする。

【イベント等の取り扱いについて】

令和4年4月10日までとしていた、イベント等の原則中止・延期（要請）を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「県決定」の開催の考え方及び対策に準じた取扱いとする。

【学校等における対応の強化について】

令和4年4月10日までとしていた、各種学校対策を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「県決定」の学校、教育・保育施設等の対策及び県立学校における対策に準じた取扱いとする。

【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

令和4年4月10日までとしていた、外郭団体等に対する、人の集まる活動、催事等の中止・延期要請を、令和4年4月11日より解除する。ただし、人の集まる活動及び催事等を実施する場合は、感染防止対策を徹底するよう要請する。